

令和4年 第7回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和4年9月26日(月)午前10時00分

2 公示日 平成4年9月20日

3 開催場所 旧小樽市公設青果地方卸売市場内会議室

4 出席委員 (11人)

会 長	14番	北島	吉治
委 員	2番	川畑	正美
	3番	中橋	義則
	4番	田口	玲子
	5番	今堀	政藏
	7番	本間	俊一
	8番	佐々木	晴男
	10番	浜谷	礼子
	11番	千葉	進
	12番	三國	幸一
	13番	古里	和夫

5 欠席委員 (3人)

1番	江南	繁壽
6番	木露	正敏
9番	岩部	利治

6 議事日程

< 議案 >

(振興係)

- ・ 議案第1号 小樽市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について

< 報告 >

(農地係)

- ・ 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
- ・ 報告第2号 現況証明書の交付の報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 海谷 昌弘

農地係長 世戸 幹彦 農地係員 光野 雅士

振興係員 星田 洋

8 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>ただ今から、令和4年第7回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、江南委員、木露委員、岩部委員が欠席となっておりますが、出席委員は14名中11名で、定足数に達しておりますので総会は成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、以降の議事の進行は、北島会長にお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これより議事に入ります。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員に8番佐々木委員、10番浜谷委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「小樽市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を上程します。</p> <p>内容について事務局から説明願います。</p>
<p>事務局 (農地係長)</p>	<p>議案第1号「小樽市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を御説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき小樽市で作成している基本構想につきまして、同構想の上部計画に当たる北海道作成の「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」が見直されたことに伴い、同基本方針に即するものとして市の基本構想を見直したところですが、この見直しにあたり農業委員会の御意見をお聴きするものです。</p> <p>本件につきましては、事前に新旧対照表をお送りしております。変更については、下線及び見え消し等の箇所となっております。また本日資料として変更箇所一覧をお配りさせていただきました。</p> <p>主な変更箇所としては、P4の「4 農業経営基盤の強化の促進に関する取組(1)農業経営の法人化の推進」で令和12年度における数値目標の設定が求められ、設置目標を2経営体としております。</p> <p>また、令和元年度の法改正により、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されたため、P10,11,18、25～29において農地利用集積円滑化事業に関する事項を削除しております。</p> <p>その他の各項目においては、農業経営基盤強化促進法及び北海道の基本方針に基づき、修正、追加、削除をしております。</p> <p>本件に関しまして、委員会として御意見等がございましたら、よろしくお願いたします。簡単ではございますが、説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、説明がございました。本件につきまして、御意見、御質問があればお受けいたします。</p>

事務局 (農地係長)	同意いただいた場合は、今後北海道と協議をしますので、農業委員会の意見書とJAの意見書を付けて、協議依頼をさせていただきます。
議長	何か御質問、御意見等がありますか。
委員一同	はい。
議長	それでは、賛成の方、挙手願います。
委員一同	賛成多数で決定してよろしいですか？ はい
議長	次に、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理」についてです。内容につきましては、報告をお願いします。
事務局 (農地係長)	<p>報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出」についてご説明いたします。(売買)2件、(賃貸借)1件ございました。</p> <p>これは、市街化区域内にある農地を農地以外に利用するために権利を設定し、又は移転させる場合には農業委員会に届け出なければならないと規定しているものでございます。</p> <p>まず、一番目の〇〇の場所は、〇〇会館へ向かうバス通り沿いで住宅街にあり、所在地番〇〇、登記地目「畑」、面積254㎡で、転用目的は「家庭菜園」。売主は、〇〇さんです。買主は〇〇さんです。</p> <p>二番目の〇〇についてですが、場所は〇〇会館があった住宅地で、所在地番〇〇、登記地目「畑」、面積は1,233㎡あり、そのうちの178㎡を〇〇の修繕を行うための車両搬入路及び仮設ヤード設置の一時転用となっております。貸主は〇〇さん、借主は株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。</p> <p>三番目の〇〇の場所についてですが、〇〇小学校近くの住宅街にあり、所在地番〇〇、登記地目「畑」、面積354㎡で、転用目的は「家庭菜園」。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんと〇〇さんは親から相続を受けたご兄弟でして、〇〇さんの自宅に隣接している土地になります。</p> <p>書類上適正な届出と認め、受理通知書を交付したものです。農地台帳に登載ありませんでした。</p>

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>説明は終わりました。何か御質問はありますか？ ないようでしたら、次に移らせていただきます 報告第2号。現況証明書交付の報告について上程いたします。内容につきましては、事務局より御報告申し上げます。</p>
事 務 局 (農地係長)	<p>報告第2号。現況証明書交付の報告について説明いたします。本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第4条及び第8条の規定に基づき地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付したものです。件数は、市街化区域内の土地が9件16筆、市街化調整区域の土地が5件9筆で、申請地付近に住む委員が現況を確認し、証明書を交付したものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明は終わりましたけれども、この件につきまして御意見、御質問等ございますか。よろしいですか。</p>
委員一同	<p>はい</p>
議 長	<p>以上で報告第2号を終了させていただきます。</p> <p>その他につきまして、委員の皆様から御意見がありましたら、お受けしたいと思います。</p> <p>特にないようでしたら、本日の総会はこれにて閉会となります。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午前10時30分閉会)</p>

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。